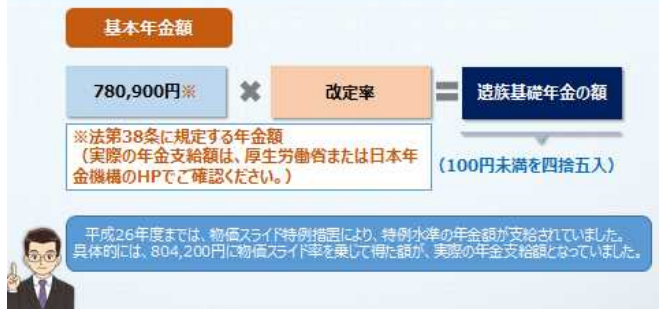


遺族基礎年金の基本年金額 (法第38条)



【遺族基礎年金の基本年金額】

次に、遺族基礎年金の基本年金額を見てみましょう。

遺族基礎年金の額は、保険料納付済期間の月数や保険料免除期間の月数にかかわらず、780,900円(法第38条に規定する年金額)に改定率を乗じて得た額(100円未満を四捨五入した額)です。

なお、平成26年度までは、物価スライド特例措置により、特例水準の年金額が支給されていました。具体的には、804,200円に物価スライド率を乗じて得た額が、実際の年金支給額となっていました。

(実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)

配偶者に支給する遺族基礎年金の額① (法第39条第1項)



【配偶者に支給する遺族基礎年金の額】

次に、配偶者に支給する遺族基礎年金の額です。遺族基礎年金の額は、「配偶者と子が受給権者」の場合と「子のみが受給権者」の場合にわけて考える必要があります。

配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、基本年金額に子の人数に応じて、加算額を加算した額となります。

具体的には、2人目までの子は1人につき224,700円に改定率を乗じて得た額(100円未満を四捨五入した額)が、3人目以降の子は1人につき74,900円に改定率

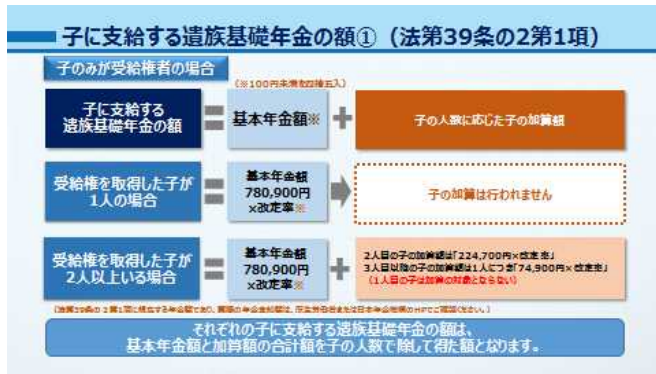
を乗じて得た額(100円未満を四捨五入した額)が、子の加算額です。

なお、配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得するには、遺族基礎年金を受けられる子と生計を同じくしていることが必要です。子のいない配偶者に、遺族基礎年金は支給されません。したがって、配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、必ず、子の加算が行われます。

配偶者に支給する遺族基礎年金の額② (法第39条第1項)



たとえば、3人の子を持つ配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、基本年金額の「780,900円に改定率を乗じて得た額」に、1人目の子と2人目の子のそれぞれの加算額として「224,700円に改定率を乗じて得た額」と、3人目の子の加算額の「74,900円に改定率を乗じて得た額」を加算した額となります。



【子に支給する遺族基礎年金の額】

遺族基礎年金の年金額の最後は、子に支給する遺族基礎年金の額です。

子のみが受給権者の場合に、遺族基礎年金は、子に対して支給されます。

子に支給する遺族基礎年金の額は、基本年金額に子の人数に応じて、子の加算額を加算した額となります。

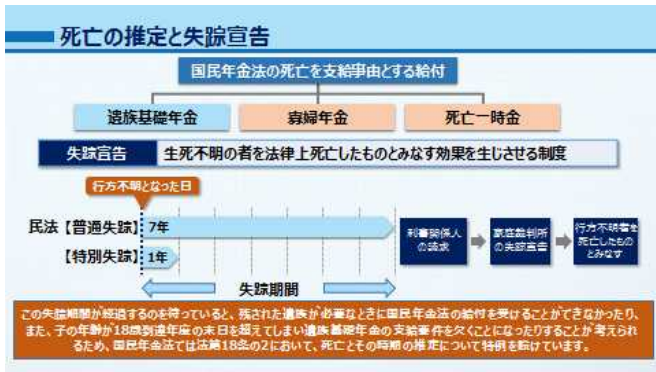
具体的には、遺族基礎年金の受給権を取得した子が1人の場合は、基本年金額の「780,900円に改定率を乗じて得た額」が支給され、子の加算は行われません。

次に、遺族基礎年金の受給権を取得した子が2人以上いる場合に子の加算が行われますが、1人目の子は加算の対象とはなりません。2人目の子の加算額は「224,700円に改定率を乗じて得た額」です。3人目以降の子の加算額は1人につき「74,900円に改定率を乗じて得た額」です。3人目以降の子の加算額が「74,900円に改定率を乗じて得た額」であることは、配偶者に遺族基礎年金を支給する場合と同様です。そして、それぞれの子に支給する遺族基礎年金の額は、基本年金額と加算額の合計額を子の人数で除して得た額となります。



例えば、遺族基礎年金の受給権を有する子が3人いる場合であれば、基本年金額の「780,900円に改定率を乗じて得た額」に、2人目の子の加算額の「224,700円に改定率を乗じて得た額」と3人目の子の加算額の「74,900円に改定率を乗じて得た額」を加算した額の合計額となり、その合計額を子の人数である3で除して得た額（100円未満を四捨五入した額）が、それぞれの子に支給する遺族基礎年金の額となります。

(実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)

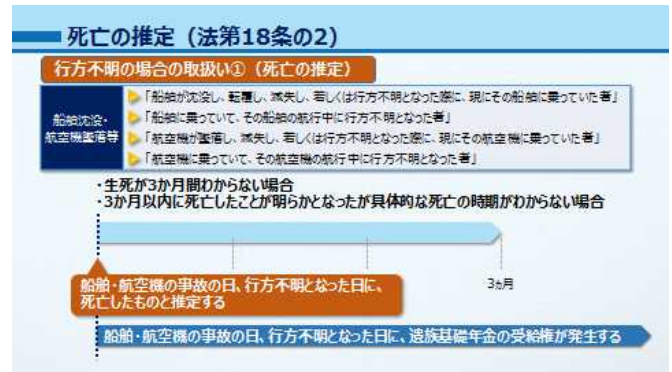


【死亡の推定と失踪宣告】

ここで、死亡の推定と失踪宣告について、触れておきたいと思います。

国民年金法で、死亡を支給事由とする給付は、「遺族基礎年金」と「寡婦年金」と「死亡一時金」の3つがありますが、この「死亡」には、自然死のほか、民法上の失踪宣告に該当するものも含まれます。失踪宣告とは、生死不明の者を法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。民法は、普通失踪では7年間、戦争や船舶沈没のような特別失踪では1年間の失踪期間を定め、それぞれ生死不明の期間が継続した場合に、利害関係人の請求により、家庭裁判所が失踪の宣告をして、行方不明者を死亡したものとみなすことにしています。

しかし、この失踪期間が経過するのを待っていると、残された遺族が必要なときに国民年金法の給付を受けることができなかつたり、また、子の年齢が18歳到達年度の末日を超えてしまい遺族基礎年金の支給要件を欠くことになったりすることが考えられるため、国民年金法では法第18条の2において、死亡とその時期の推定について特例を設けています。



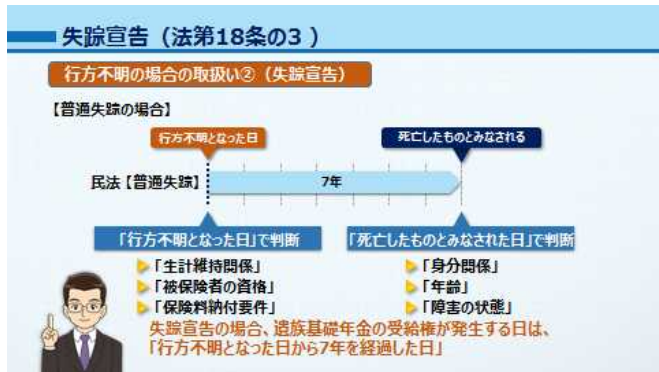
【死亡の推定】

では、法第18条の2を詳しく見てみましょう。

法第18条の2は、船舶が沈没したり、航空機が墜落したりした場合で、行方不明者の生死がわからない場合の取扱いを規定しています。

具体的には、「船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際に、現にその船舶に乗っていた者」、「船舶に乗っていて、その船舶の航行中に行方不明となった者」、「航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際に、現にその航空機に乗っていた者」、「航空機に乗っていて、その航空機の航行中に行方不明となった者」、これらの者の生死が3か月間わからない場合、または3か月以内に死亡したことが明らかとなったが具体的な死亡の時期がわからない場合には、その沈没、墜落等の日、あるいは行方不明となった日に、その者は死亡したものと推定することになっています。

この場合は、船舶や航空機の事故の日、または行方不明となった日に、遺族基礎年金の受給権が発生します。



【失踪宣告】

次は、失踪宣告についてです。

失踪宣告の取扱いは、法第18条の3に規定されています。

先ほど、船舶などに乗っていた者が行方不明となった場合は、法第18条の2の規定により死亡の推定が行われることを説明しましたが、これに該当せず、民法の規定により失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合であれば、行方不明となった日から7年を経過した日に死亡したものとみなされます。

この場合、支給要件をみる上で、「身分関係」、「年齢」および「障害の状態」は、「死亡したものとみなされた日」で判断しますが、「生計維持関係」、「被保険者の資格」および「保険料納付要件」は、「行方不明となった日」で判断します。また、失踪宣告の場合、遺族基礎年金の受給権が発生する日は、「死亡したものとみなされた日」、すなわち、「行方不明となった日から7年を経過した日」です。「失踪宣告」と「死亡の推定」では、受給権が発生する日が異なりますので、ご注意ください。

【「推定する」と「みなす」】

「推定する」	一応このように取り扱うが、もし、反対の証拠を出せば、それを覆すことができるという場合。	「死亡の推定」であれば、生存の事実が判明した場合は、死亡の効果は消滅する。
「みなす」	実際にそうでなくても、一定の法律関係においてはそうだと決めてしまう場合。	「死亡したものとみなされた場合」、家庭裁判所による失踪宣告の取り消しがなければ、死亡の効果は消滅させることはできない。

【「推定する」と「みなす」】

参考までですが、「推定する」と「みなす」の違いについて、説明をしておきます。「推定する」という表現は一応このように取り扱うが、もし、反対の証

拠を出せば、それを覆すことができるという場合に使います。したがって、「死亡の推定」であれば、生存の事実が判明した場合は、死亡の効果は消滅します。

これに対し、「みなす」とは実際にそうでなくても、一定の法律関係においてはそうだと決めてしまう場合に使います。したがって、失踪宣告により、「死亡したものとみなされた」場合は、家庭裁判所による失踪宣告の取消しがなければ、死亡の効果は消滅させることはできません。

確認問題

問題1

配偶者が受ける遺族基礎年金の額は、その者の生年月日に応じ、一定額の加算が行われる。

解答 ✘ (法第39条)

配偶者に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする子であって一定要件を満たすものがあるときに、当該子の数によって加算が行われます。

問題2

民法の規定により失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合であれば、行方不明となった日から7年を経過した日に死亡したものと推定される。

解答 ✘ (民法第30条、第31条)

民法の規定により失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合であれば、行方不明となった日から7年を経過した日に死亡したものと「みなされます。」

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

配偶者が受ける遺族基礎年金の額は、その者の生年月日に応じ、一定額の加算が行われる。

正解はバツです。

配偶者に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする子であって一定要件を満たすものがあるときに、当該子の数によって加算が行われます。

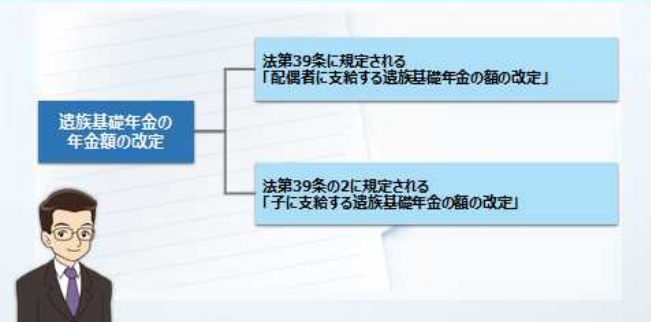
問題2です。

民法の規定により失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合であれば、行方不明となった日から7年を経過した日に死亡したものと推定される。

正解はバツです。

民法の規定により失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合であれば、行方不明となった日から7年を経過した日に死亡したものと「みなされます。」

遺族基礎年金の年金額の改定



【遺族基礎年金の年金額の改定】

次に、遺族基礎年金の額の改定について見てみましょう。

遺族基礎年金の額の改定には、法第39条に規定される「配偶者に支給する遺族基礎年金の額の改定」と法第39条の2に規定される「子に支給する遺族基礎年金の額の改定」の2つがあります。

まず、「配偶者に支給する遺族基礎年金の額の改定」から、説明しましょう。

配偶者に支給する遺族基礎年金の額の増額改定 (法第39条第2項)



【配偶者に支給する遺族基礎年金の額の増額改定】

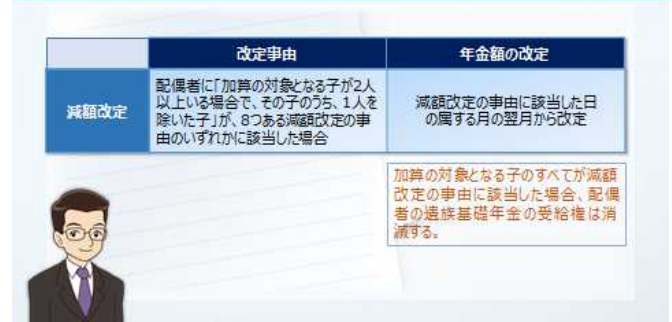
配偶者に支給する遺族基礎年金は、受給権を取得した後に、加算の対象となる子の人数に変動が生じたときは、その増減に応じて年金額が改定されます。

まず増額改定の事由は1つです。

配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時、胎児であった子が生まれたときは、その子は、法第37条の2第1項に規定される遺族基礎年金を受けることができる遺族の要件に該当し、配偶者と生計を同じくしていたとみなされ、年金額が改定されます。

この場合、遺族基礎年金の額が改定されるのは、胎児であった子が生まれた日の属する月の翌月からです。被保険者や被保険者だった方が死亡した当時を遡って、改定されるわけではありません。

配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定① (法第39条第3項)



【配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定】

次に、減額改定についてです。

減額改定の事由は、全部で8つあります。

配偶者に「加算の対象となる子が2人以上いる場合で、その子のうち、1人を除いた子」が、8つある減額改定の事由のいずれかに該当した場合は、減額改定の事由に該当した日の属する月の翌月から遺族基礎年金の額が改定されます。

先ほど、「加算の対象となる子が2人以上いる場合で、その子のうち、1人を除いた子」と説明をしましたが、これは、配偶者が遺族基礎年金を受けるためには、少なくとも、加算の対象となる子が1人以上いることが要件だからです。子のいない配偶者には、遺族基礎年金は支給されません。加算の対象となる子のすべてが減額改定の事由に該当した場合、配偶者の遺族基礎年金の受給権は消滅します。

配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定② (法第39条第3項)

減額改定の事由1～4

- 1 死亡したとき
- 2 婚姻をしたとき
- 3 配偶者以外の者の養子となったとき
- 4 離縁によって、死亡した被保険者、または被保険者であった者の子でなくなったとき

では、減額改定の事由を1つずつ確認してみましょう。

1つ目は、加算の対象となる子が「死亡したとき」です。2つ目は、「婚姻をしたとき」です。この場合の婚姻には、事実婚も含まれます。3つ目は、「配偶者以外の者の養子となったとき」です。この場合の養子には、事実上の養子と同様の事情にある者も含まれます。したがって、法律上の養子縁組をしてい

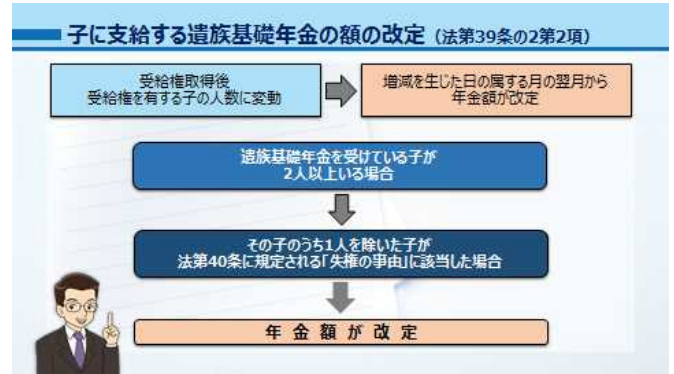
ない場合でも、減額改定の事由に該当することになります。4つ目は、「離縁によって、死亡した被保険者、または被保険者であった者の子でなくなったとき」、

配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定③ (法第39条第3項)

減額改定の事由 5～8

5	配偶者と生計を同じくしなくなったとき
6	18歳到達年度の末日が終了したとき
7	障害等級の1級、または2級に該当する子が、18歳到達年度の末日が終了した後に、障害等級の1級、または2級に該当しなくなったとき
8	障害等級の1級、または2級に該当する子が、20歳に達したとき

5つ目は、「配偶者と生計を同じくしなくなったとき」です。これは、法第37条の2第1項に規定される遺族基礎年金を受けることができる遺族の要件に該当しなくなるためです。6つ目は、「18歳到達年度の末日が終了したとき」です。「18歳到達年度の末日」とは、「18歳に達した日以後の最初の3月31日」のことで、わかりやすく表現すると、「子が高校を卒業すると加算の対象となる子から除外される」ということです。ただし、障害等級の1級、または2級に該当する子を除きます。7つ目は、「障害等級の1級、または2級に該当する子が、18歳到達年度の末日が終了した後に、障害等級の1級、または2級に該当しなくなったとき」です。これは、障害等級の1級、または2級に該当する子は、20歳になるまでの間は、加算の対象となるからです。8つ目は、「障害等級の1級、または2級に該当する子が、20歳に達したとき」です。



【子に支給する遺族基礎年金の額の改定】

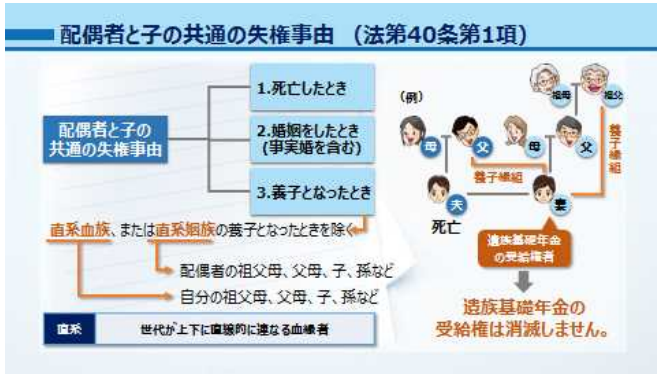
子に支給する遺族基礎年金は、受給権を取得した後に、受給権を有する子の人数に変動が生じたときは、その増減に応じて、増減を生じた日の属する月の翌月から、年金額が改定されます。具体的には、後ほど、説明する法第42条の「子の所在不明による支給停止」の規定や遺族基礎年金を受けている子が2人以上いる場合で、その子のうち1人を除いた子が法第40条に規定される「失権の事由」に該当した場合に、年金額が改定されます。



【失権】

次は、遺族基礎年金の失権について見てみましょう。遺族基礎年金は、被保険者や被保険者だった者の死亡日の属する月の翌月から支給を開始し、受給権者が、これから説明をする失権の事由に該当した日の属する月まで支給されます。遺族基礎年金の受給権は、受給権者が失権の事由に該当した場合は、消滅します。

なお、法第40条に規定されている遺族基礎年金の失権の事由は、「配偶者と子の共通の失権事由」と、「配偶者だけの失権事由」と、「子だけの失権事由」の3つに分けることができます。



【配偶者と子の共通の失権事由】

配偶者と子の共通の失権事由は3つあり、1つ目は、「死亡したとき」です。2つ目は、「婚姻をしたとき」です。この場合の婚姻には、事実婚も含まれます。3つ目は、「養子となったとき」です。ただし、直系血族、または直系姻族の養子となったときを除きます。直系とは、世代が上下に直線的に連なる血縁者のことで、直系血族であれば、自分の祖父母、父母、子、孫などが該当し、直系姻族であれば、配偶者の祖父母、父母、子、孫などが該当します。したがって、例えば、夫が死亡したことにより、遺族基礎年金の受給権者となった妻が、自分の祖父や死亡した夫の父と養子縁組をした場合でも、遺族基礎年金の受給権は消滅しません。

配偶者の失権事由 (法第40条第2項)

配偶者の遺族基礎年金の受給権は、加算の対象となるすべての子が、法第39条第3項に規定される8つの減額改定の事由のいずれかに該当した場合は、消滅する。

遺族基礎年金の受給権を有する配偶者の子のうち、すべての子が直系血族、または直系姻族の養子となった場合

減額改定の事由 (法第39条第3項)	配偶者以外の者の養子となったとき	すべての子が配偶者以外の者の養子となった場合、配偶者の遺族基礎年金の受給権は消滅する。
配偶者と子の共通の失権事由 (法第40条第1項)	養子となったとき (直系血族、または直系姻族の養子となった場合を除く)	直系血族、または直系姻族の養子となったときを除くことから、子の遺族基礎年金の受給権は消滅しない。

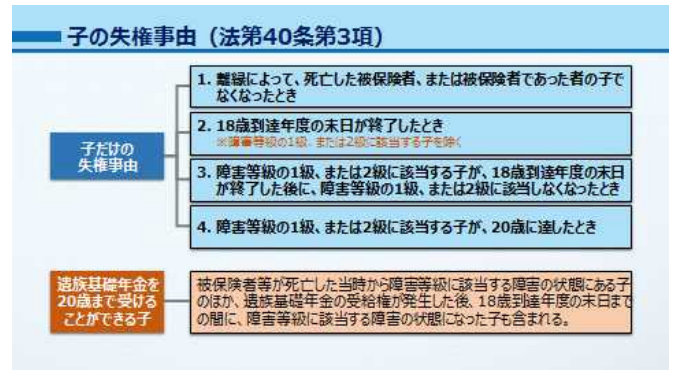
【配偶者の失権事由】

次に、配偶者だけの失権事由です。

配偶者の遺族基礎年金の受給権は、加算の対象となるすべての子が、法第39条第3項に規定される8つの減額改定の事由のいずれかに該当した場合は、消滅します。

では、ここで、遺族基礎年金の受給権を有する配偶者と子のうち、すべての子が直系血族、または直系姻族の養子となった場合はどうなるのかを考えてみましょう。法第39条第3項の減額改定の事由の1つ

に、加算の対象となる子が「配偶者以外の者の養子となったとき」とありますので、すべての子が直系血族や直系姻族の養子となった場合は、配偶者の遺族基礎年金の受給権は消滅します。一方で、配偶者と子の共通の失権事由の1つに、「養子となったとき」とありますが、「直系血族または直系姻族の養子となった場合を除く」ともあることから、この場合、子の遺族基礎年金の受給権は消滅しません。



【子の失権事由】

失権の最後は、子だけの失権事由です。

子だけの失権事由は4つあり、子が失権事由のいずれかに該当した場合、子の有する遺族基礎年金の受給権は、消滅します。

1つ目は、子が「離縁によって、死亡した被保険者、または被保険者であった者の子でなくなったとき」です。2つ目は、「18歳到達年度の末日が終了したとき」です。ただし、障害等級の1級または2級に該当する子を除きます。3つ目は、「障害等級の1級または2級に該当する子が、18歳到達年度の末日が終了した後に、障害等級の1級または2級に該当しなくなったとき」です。4つ目は、「障害等級の1級または2級に該当する子が、20歳に達したとき」です。なお、遺族基礎年金を20歳まで受けることができる子とは、被保険者等が死亡した当時から障害等級に該当する障害の状態にある子のほか、遺族基礎年金の受給権が発生した後、18歳到達年度の末日までの間に、障害等級に該当する障害の状態になった子も含まれます。

確認問題

問題1 配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、その者が婚姻をしたときには消滅する。

解答  (法第40条)

問題2 障害等級1級または2級に該当する子の有する遺族基礎年金の受給権は、子が20歳に達した年度の末日をもって消滅する。

解答  (法第40条)

「20歳に達した年度の末日」ではなく、「20歳に達したとき」に消滅します。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、その者が婚姻をしたときには消滅する。

正解はマルです。

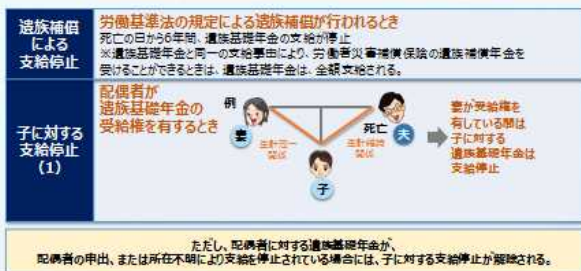
問題2です。

障害等級1級または2級に該当する子の有する遺族基礎年金の受給権は、子が20歳に達した年度の末日をもって消滅する。

正解はバツです。

「20歳に達した年度の末日」ではなく、「20歳に達したとき」に消滅します。

支給停止① (法第41条)



【支給停止】

遺族基礎年金の支給停止を見てみましょう。

まず、「遺族補償による支給停止」とは、業務上の理由による死亡で、労働基準法の規定による遺族補償が行われるときは、死亡の日から6年間、遺族基礎年金の支給が停止されることです。

ただし、業務上の理由による死亡で、遺族基礎年金と同一の支給事由により、労働者災害補償保険の遺族補償年金を受けられるときは、労働者災害補償保険の側で支給の調整が行われ、遺族基礎年金は、全額支給されます。

子に対する支給停止の事由は、2つあります。1つ目は、「配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき」です。スライドの図表のように、夫が死亡して、妻と子に遺族基礎年金の受給権が発生した場合でも、妻が受給権を有している間は、妻に遺族基礎年金が支給され、子に対する遺族基礎年金は支給停止となります。ただし、配偶者に対する遺族基礎年金が、配偶者の申出、または所在不明により支給を停止されている場合には、子に対する支給停止が解除されます。

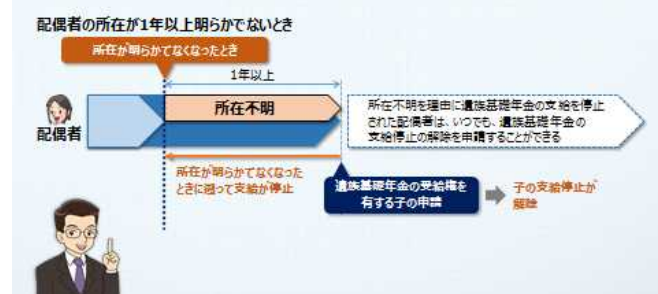
支給停止② (法第41条)



子に対する支給停止の事由の2つ目は、「生計を同じくするその子の父、または母があるとき」です。スライドの図表のように、死亡した夫と先妻との間

に子があり、死亡した夫から先妻の子に対する養育費の送金が継続して行われていたなど、死亡した夫と先妻の子との間に生計維持関係が認められる場合には、先妻の子に遺族基礎年金の受給権が発生しますが、先妻の子が先妻と生計を同じくしている場合は、先妻の子に対する遺族基礎年金は支給停止となります。なお、この場合、先妻は夫の死亡の当時、離婚により夫の妻ではないため、先妻に遺族基礎年金の受給権は発生しません。

配偶者の所在不明による支給停止 (法第41条の2)



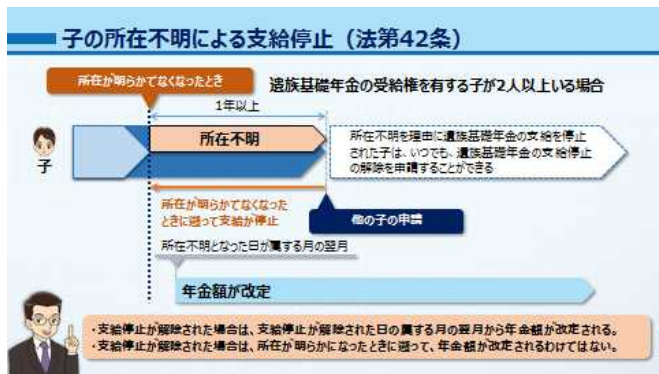
【配偶者の所在不明による支給停止】

続いて、配偶者の所在不明による支給停止です。

配偶者に対する遺族基礎年金は、その配偶者の所在が1年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、所在が明らかでなくなったときに遡って、支給が停止されます。

先ほど、説明をしたとおり、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有している間は、子に対する遺族基礎年金は支給停止となりますが、配偶者の所在が1年以上明らかでないときは、子の申請によって、配偶者の遺族基礎年金を支給停止とし、子の支給停止が解除されることにより、子に遺族基礎年金が支給されます。

なお、所在不明を理由に遺族基礎年金の支給を停止された配偶者は、いつでも、遺族基礎年金の支給停止の解除を申請することができます。

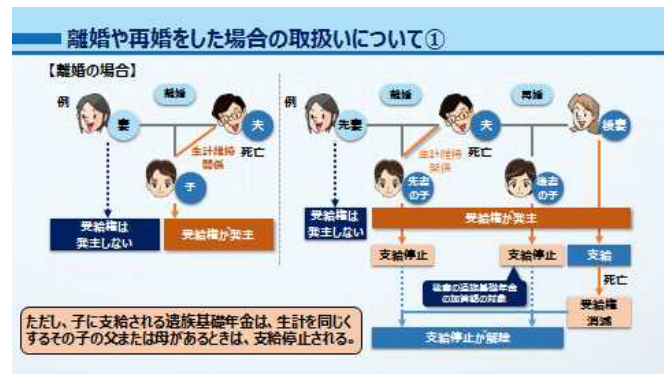


【子の所在不明による支給停止】

支給停止の最後は、子の所在不明による支給停止です。

遺族基礎年金の受給権を有する子が2人以上いる場合で、そのうち1人以上の子の所在が1年以上明らかでないときは、所在不明な子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によって、所在が明らかでなくなったときに遡って、支給が停止されます。なお、所在不明を理由に遺族基礎年金の支給を停止された子は、いつでも、遺族基礎年金の支給停止の解除を申請することができます。

子の所在不明による支給停止は、子の所在が不明となったときに遡って、遺族基礎年金の支給が停止されるため、所在不明となった日が属する月の翌月から年金額が改定されます。また、支給停止が解除された場合は、支給停止が解除された日の属する月の翌月から年金額が改定されます。支給停止が解除された場合は、所在が明らかになったときに遡って、年金額が改定されるわけではありませんので、ご注意ください。



【離婚や再婚をした場合の取扱いについてケース1】

遺族基礎年金を受けることができる配偶者は、「子のある妻」と「子のある夫」ですが、ここでは、夫が死亡したと仮定して、説明します。

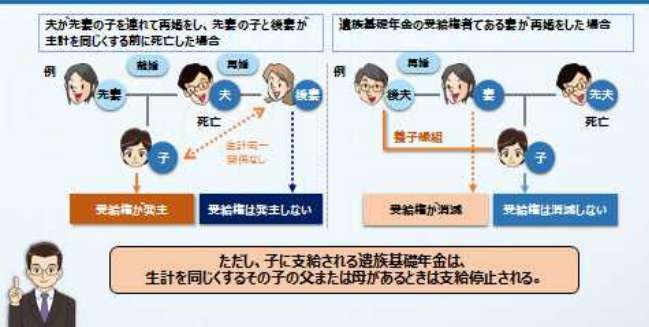
まず、離婚の場合ですが、死亡した夫の子を連れて離婚をした妻は、夫の死亡の当時、夫の妻ではないため、妻に遺族基礎年金の受給権は発生しません。しかし、死亡した夫から子に対する養育費の送金が継続して行われていたなど、死亡した夫と子との間に生計維持関係が認められる場合には、子に遺族基礎年金の受給権が発生します。

さらに、この死亡した夫が再婚をしていて、後妻との間にも子があった場合には、「後妻」と「先妻の子」と「後妻の子」に遺族基礎年金の受給権が発生します。この場合は、後妻に遺族基礎年金が支給され、先妻の子と後妻の子の遺族基礎年金は支給停止となります。なお、後妻の子は、後妻の遺族基礎年金の加算額の対象となります。

また、この後妻が、死亡したり、婚姻をしたりするなどして、後妻の遺族基礎年金の受給権が消滅した場合は、先妻の子と後妻の子の遺族基礎年金の支給停止が解除されます。

ただし、子に支給される遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父または母があるときは支給停止されています。例えば、先妻の子が先妻と生計を同じくしている場合には、先妻の子の遺族基礎年金は、支給停止となります。

離婚や再婚をした場合の取扱いについて②



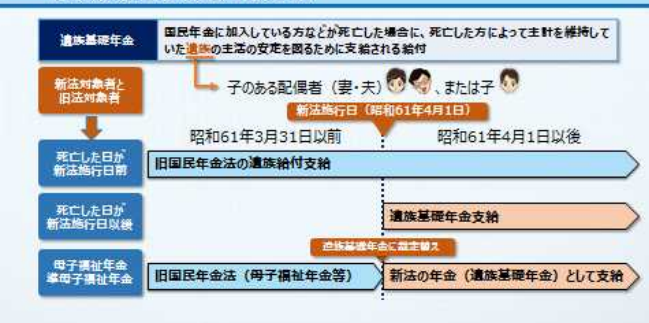
【離婚や再婚をした場合の取扱いについてケース2】

次に、夫が先妻の子を連れて再婚をし、先妻の子と後妻が生計を同じくする前に死亡した場合には、先妻の子に遺族基礎年金の受給権が発生し、後妻には遺族基礎年金の受給権が発生しません。

最後に、遺族基礎年金の受給権者である妻が再婚をした場合です。妻に遺族基礎年金の受給権があるということは、その妻の子も遺族基礎年金の受給権者ということになります。この場合、再婚により、妻の遺族基礎年金の受給権は消滅しますが、子の遺族基礎年金の受給権は消滅しません。そして、子が、再婚をした妻の夫の養子になったとしても、その子は、直系姻族の養子であることから、子の遺族基礎年金の受給権は消滅しないことになっています。

ただし、先程の1のケースで説明をしたとおり、子に支給される遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父または母があるときは支給停止されることになっています。

遺族基礎年金の改正の変遷



【遺族基礎年金の改正の変遷】

最後に、遺族基礎年金の改正の変遷について見てみましょう。従来は、遺族基礎年金が支給される遺族の範囲は、子のある妻、または子でしたが、男女差を解消するためにその範囲が拡大され、平成26年4月からは子のある夫に対しても遺族基礎年金が支給

されることになりました。

また、原則として、死亡した日が新法施行日より前の昭和61年3月31日以前にある場合は、旧国民年金法の遺族給付が支給され、死亡した日が新法施行日の昭和61年4月1日以後にある場合は、新法の遺族基礎年金が支給されます。

ただし、旧国民年金法の母子福祉年金と準母子福祉年金は、新法施行日に遺族基礎年金に裁定替えされ、新法の年金として支給されることになりました。

確認問題

問題1 労働者災害補償保険法による遺族補償年金が支給されるときは、遺族基礎年金は全額が支給停止される。

解答 (法第41条第1項、労働者災害補償保険法別表第1)

遺族基礎年金と同一の支給事由による労働者災害補償保険法の遺族補償年金が支給される場合には、遺族補償年金が減額調整され、遺族基礎年金は全額支給されます。

問題2 遺族基礎年金の受給権を有する子が2人以上いる場合において、その子のうち1人以上の子の所在が1年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によって、その申請があった月の翌月から支給を停止する。

解答 (法第42条第1項)

申請があった月の翌月からではなく、所在が明らかでなくなったときに遡って支給停止となります。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

労働者災害補償保険法による遺族補償年金が支給されるときは、遺族基礎年金は全額が支給停止される。

正解はバツです。

遺族基礎年金と同一の支給事由による労働者災害補償保険法の遺族補償年金が支給される場合には、遺族補償年金が減額調整され、遺族基礎年金は全額支給されます。

問題2です。

遺族基礎年金の受給権を有する子が2人以上いる場合において、その子のうち1人以上の子の所在が1年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によって、その申請があった月の翌月から支給を停止する。

正解はバツです。

申請があった月の翌月からではなく、所在が明らかでなくなったときに遡って支給停止となります。